

令和7年度

いじめ防止基本方針

鯖江市北中山小学校

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針（案）よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでな

く、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、ふるさと教育等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

文科省「私たちの道徳」や福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

学期末に保護者へ、児童の様子についてアンケートをとり、毎月実施している「心のアンケート」や定期的実施している「いじめ調査」、市が実施する「意識調査」と合わせて多面的に分析し、指導に生かします。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方についてユニバーサルデザインの視点で授業づくりを行い、公開授業や授業研究に努め、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、ポジティブ教育を推進し、児童の自己有用感や集団への適応感を高めていきます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について指導し、保護者に対しても「北中山幼小スマートルール」を広め家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。毎週木曜日に、情報共有・研修の場をもちます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的に「心のアンケート」等の相談アンケートを行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施・教育相談体制の充実

学級担任とスクールカウンセラーによる定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃がさず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応（早期対応）

○ 相談しやすい職場環境の醸成を目指し、多くの目で多角的・多面的な児童の観察を目指し、児童の異変に素早く対応します。

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめを認知（思われるものも含む）した場合、該当教諭は直ちに管理職及び対策チームに報告・連絡し、早期の組織対応に努めます。

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有（毎週木曜日に終礼を実施）するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○保護者への対応

事案を認知したら、直ちに事実確認をするとともに、関係児童の保護者への連絡を行います。指導後は聞き取り内容や指導内容を報告するとともに、事案の経過を把握するために保護者との連絡を密にします。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告してきた児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、双方の保護者への連絡、情報共有など適切な対応をとります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消（解消の条件）

○いじめ事案の対応後、被害児童、加害児童双方の経過観察及び面談（声かけ）を継続し、3か月以上トラブル等がないと判断できる場合とします。

○保護者が、被害児童が苦痛等を感じなくなっており、また、保護者自身も安全と認識できるようになっている場合とします。

○学校は、解消後も引き続き児童の観察や声掛けを継続して行います。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、
養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り（しいのみ班活動など）
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・毎月「心のアンケート」を行い、児童の実態を把握する。

(2) いじめ対応サポート班

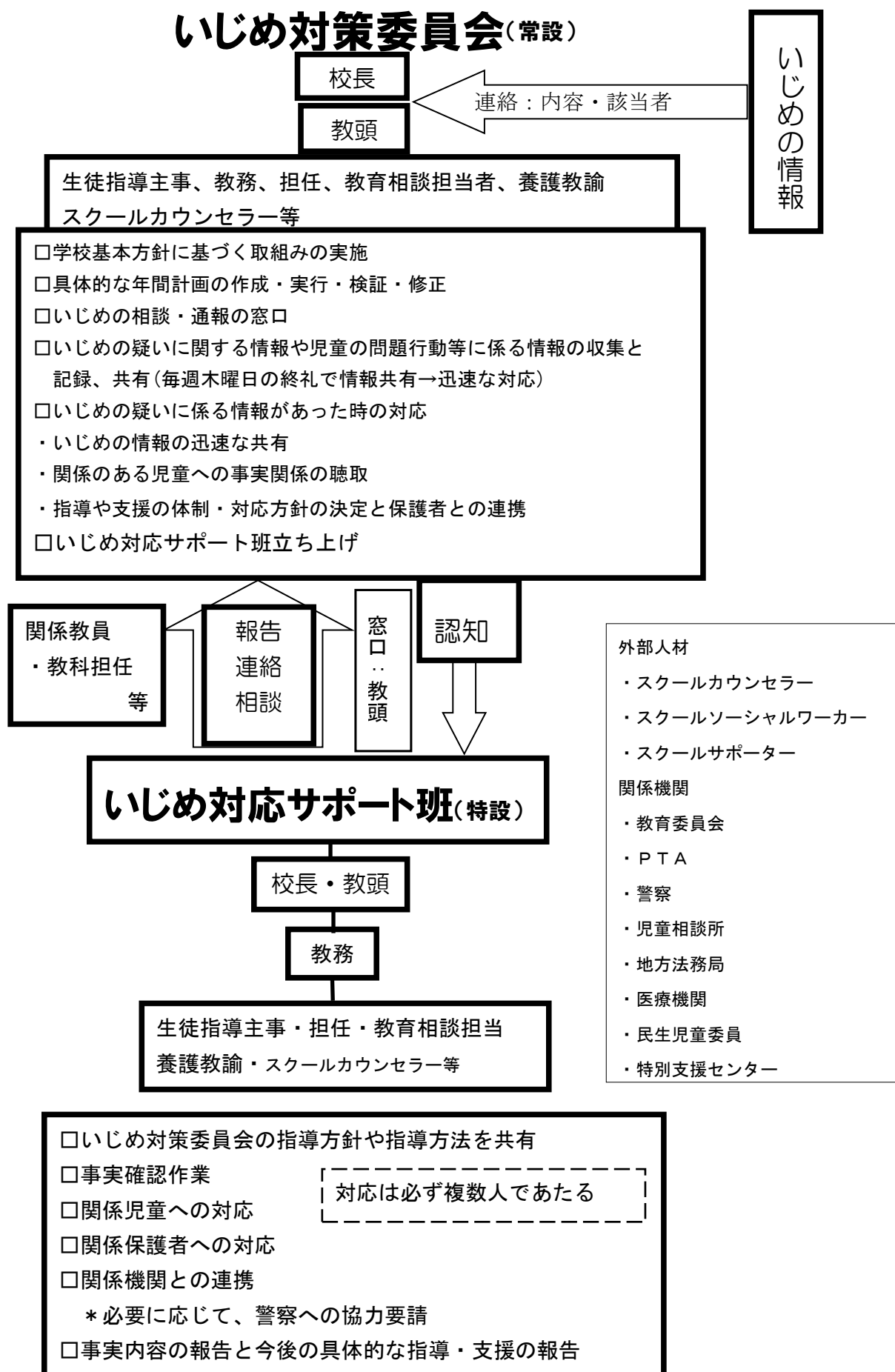
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

北中山小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 ○「あのねボックス」の設置【保健室前】 ○職員研修 ・ポジティブ教育推進 ・ユニバーサルデザインの授業づくり・環境づくり ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 ○「いじめ防止基本方針」のHP更新 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○スクールカウンセラーが学級に入って給食【SC】 ○保護者との情報交換【家庭訪問】 ○保護者との情報交換【自宅確認・家庭訪問（任意）】 ○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級】 ○行事を通した人間関係づくり【1年生ようこそ集会】 ○心のアンケート【学級】					
5月	○児童に関する情報交換【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【しいのみ集会・校外学習】 ○行事を通した人間関係づくり【校内体育大会・絆づくり・リーダーの存在・幼小連携】 ○あいさつ運動【児童会】 ○心のアンケート・個人懇談の実施【教育相談週間（担任・SC）】					
6月	○児童に関する情報交換【毎週木曜日の終礼】 ○授業研究【授業改善、規律の確立】 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○保護者との情報交換【保護者会】 ○心のアンケート【学級】 ○宿泊体験を通した人間関係づくり【合宿通学】 ○宿泊体験を通した人間関係づくり【宿泊学習】					

〔7～9月〕

北中山小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】						
		○行事を通した人間関係づくり【七夕集会】					
		○行事を通した人間関係づくり 【ラジオ体操デー】					
		○心のアンケート（意識調査を含む）【学級】					
8月	○児童に関する情報交換 ○職員研修 ・絵を見る会 ・地域を知る ・特別支援教育 ○児童に関する情報交換 【職員会議】						
		○保護者との情報交換【家庭訪問（任意）】 【家庭訪問（任意）】					
		○心の栄養【家庭での読書】					
		○行事を通した人間関係づくり 【親子奉仕活動】					
9月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】						
		○人権教育の授業					
		○心のアンケート【学級】					

〔10～12月〕

北中山小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行・校外学習・連合体育大会】 ○行事を通した人間関係づくり 【資源回収】 ○心のアンケート 【学級】					
11月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【ありがとう集会】 ○心のアンケート・個人懇談の実施 【教育相談週間（担任・SC）】 ○行事を通した人間関係づくり 【連合音楽会】					
12月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【しいのみ集会（大なわぐらんぷり）】 ○保護者との情報交換 【保護者会】 ○心のアンケート（意識調査を含む） 【学級】 ○新たな絆づくり 【中学校体験入学】					

〔1～3月〕

北中山小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】	○「情報モラル」の授業 【道徳】 ○心のアンケート 【学級】					
	○児童に関する情報交換 【職員会議】						
2月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】	○幼稚園との交流 【幼稚園児の「ゆうびんやさんごっこ」】 ○行事を通した人間関係づくり 【新1年生を迎える会】 ○アンケート・個人懇談の実施 【教育相談週間（担任・SC）】					
	○児童に関する情報交換 【職員会議】						
3月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】 ○心のアンケート（意識調査を含む） 【学級】					
	○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○児童に関する移行支援会議 ○年間の取組みの検証と年間計画の作成						